

## 花園大学学生懲戒規程

### (目的)

第1条 この規程は、花園大学学則第68条及び花園大学大学院学則第52条に規定する懲戒に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により嚴重な注意を与えるとともに、将来を戒める
- (2) 停学 一定期間、又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止する
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。退学処分となった者は、原則として再入学することを認めない

2 訓告又は停学となった者には、必要に応じて教育指導を行うとともに、反省文を提出させる。

### (懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為（以下「違法行為等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為、人権侵害行為又はハラスメント行為
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) インターネット、メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）等に関して、法律や倫理に反し、大学又は他者の正当な利益を侵害する行為
- (4) 飲酒や喫煙等に関して、法律や倫理に反し、大学又は他者の正当な利益を侵害する行為
- (5) 試験・レポート等における不正行為
- (6) 本学教職員の業務又は学生の学習、研究若しくは正当な活動を暴力、威力、偽計その他の不当な手段によって妨害する行為
- (7) 本学の名誉を著しく毀損すると認められる行為
- (8) その他、学生の本分に著しく反する行為

### (懲戒処分の指針)

第4条 違法行為等における標準的な量定は、別表に定めるところとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項のほか、適宜、日頃の学業態度や違法行為等の後の対応等も含め総合的に勘案の上、教育的配慮に基づき行うものとする。

- (1) 違法行為等の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 他の学生及び社会に与える影響
- (4) 過去の違法行為等

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要な限度を超えないように留意しなければならない。

3 過去に懲戒等の処分を受けた者が、再度懲戒等に相当する行為を行った場合は、悪質性が高いものとみなし、より重い処分を課することができる。

### (嚴重注意)

第5条 懲戒に相当しない場合でも、学部長および研究科長は、その所属する学生の懲戒処分に

至らない非違行為について、その内容・程度を考慮のうえ必要に応じ、口頭又は文書による嚴重注意を与えることができる。

#### (ハラスメント)

第6条 第3条に定めるもののうち、ハラスメントについては、本規程にかかわらず「花園大学ハラスメント防止に関する規程」に定めるところにより、調査を行うものとする。

#### (試験における不正行為)

第7条 第3条に定める試験における不正行為については、本規程に定める懲戒の他、「花園大学試験規程」に定めるところによる。

#### (事実関係の調査)

第8条 学務部長は、違法行為又はその疑いのある行為等があった場合は、学部長及び学科主任、若しくは研究科長及び専攻（領域）主任にただちに報告し、学部長及び学科主任、若しくは研究科長及び専攻（領域）主任とともに、慎重かつ速やかに当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

2 学務部長は、調査にあたり、懲戒処分の対象となりうる学生に対し、当該事実に関する弁明の機会を与えねばならない。

3 前項の規定は、重大犯罪を起こしたことが明白である等、特段の事情がある場合には、この限りでない。

4 当該学生が、正当な理由なく事情聴取に応じなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなし、事情聴取を行なうことなく懲戒の手続きをとることができる。

5 学務部長は、調査の経緯及び結果を記録し、学長に報告する。

#### (懲戒処分の決定)

第9条 学長は、前条の調査の結果、当該学生の行為が懲戒に相当すると判断した場合、必要に応じて連合教授会又は大学院委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴き、懲戒処分の決定を行う。

#### (自宅待機)

第10条 学部長および研究科長は、処分が決定するまでの間に、当該学生に対し自宅待機を命ずることができる。

#### (懲戒処分書の交付)

第11条 学務部長は、懲戒処分を受けた学生及び保証人に対し、学長の職・氏名により、懲戒処分内容及びその理由を記した文書を交付する。

2 懲戒の発効日は、懲戒処分書を交付した日とする。

#### (処分の公示)

第12条 学務部長は、懲戒を行なったときは、学長の職・氏名により遅滞なくその旨を公示する。ただし、懲戒を公示することにより被害者または第三者の利益を損なうおそれがあると認めるときは、公示内容の一部または全部を公示しない。

2 公示する事項は、懲戒対象者が所属する学部や研究科等、学科（専攻）、回生、懲戒の種類、懲戒の期間（有期停学の場合）、及び懲戒理由とする。

3 公示の期間は1ヶ月とする。

#### (懲戒に関する記録)

第13条 学務部長等は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

**(不服申立て)**

第14条 懲戒を科せられた学生は、懲戒の発効日から2週間以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して2週間以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

**(不服申立審査委員会)**

第15条 学長は、前条の不服申立てがあった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、不服申立てを行った学生が所属する学部や研究科以外の教員5名で構成する。

3 委員会の委員長は、互選により選出する。

4 委員会が必要と認める場合には、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

6 不服申立てを行った学生は、書面により意見を述べ、また、資料を提出することができる。

7 委員会は、不服申立てが妥当ではないと判断した場合は、不服申立てを棄却すべき旨の勧告を学長に対して行う。

8 委員会は、不服申立てが妥当であると判断した場合は、懲戒の取消し又は変更をすべき旨の勧告を学長に対して行う。

9 学長は、第7項の勧告を受けた場合、不服申立てを行った学生に対して文書により通知する。

**(再審議)**

第16条 学長は、前条8項の勧告を受けた場合、学務部長等に再審議を求める。この場合、学務部長等は、教授会等の意見を求めることとする。

**(退学の制限)**

第17条 学長は、事情聴取等の調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学又は休学の申出がある場合、懲戒が決定するまでこの申出を受理しないものとする。ただし、懲戒が決定した後、退学又は休学の申出があった場合には、この申出を受理することができる。

**(無期停学の解除)**

第18条 学長は、無期停学となった学生について、その発効日から起算して3ヶ月を経過した後、停学の解除が適当であると認めたときは、教授会等への諮問を経て、停学を解除することができる。

**(停学期間の在学期間への算入)**

第19条 3ヶ月以内の停学は当該学期を在学期間に算入するが、3ヶ月を超える停学は算入しないものとする。

**(準用)**

第20条 科目等履修生、研究生、研修生、及び別科生の取扱いは、この規程に準ずる。

**(改廃)**

第21条 この規程の改廃は、学務委員会及び大学評議会の意見を聴き、学長がこれを行う。

**附則**

この規程は、令和元年7月24日から施行する。

別表 懲戒の標準例

| 区分          | 非違行為等   | 懲戒の標準例    |
|-------------|---|-----------|
| 刑罰法規に抵触する行為 | 殺人、強盗、強姦性交、誘拐、放火等の凶悪な犯行行為又は犯罪未遂行為                                     | 退学        |
|             | 暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺   | 退学、停学又は訓告 |
|             | 麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪(不正所持、使用、取引への関与等)   | 退学又は停学    |
|             | 賭博  | 退学、停学又は訓告 |
|             | 痴漢行為(のぞき見、盗撮行為等を含む。)わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等という。)又はストーカー行為              | 退学、停学又は訓告 |
|             | インターネット、メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の不正使用等で悪質な場合                       | 退学又は停学    |
|             | インターネット、メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の不正又は不適切な使用等                       | 停学又は訓告    |
| 交通法規に違反する行為 | 無免許運転、飲酒運転(幫助を含む。)、暴走運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合 | 退学又は停学    |
|             | 無免許運転、飲酒運転(幫助を含む。)、暴走運転等悪質な交通法規違反により人身事故(前項に規定する事故を除く。)を起こした場合        | 退学、停学又は訓告 |
|             | 無免許運転、飲酒運転(幫助を含む。)、暴走運転等の交通違反   | 退学、停学又は訓告 |
| 授業等に関する不正行為 | 試験において、替え玉受験等悪質な行為を行った場合  | 退学又は停学    |
|             | 試験において、不正行為(使用を許可されていない物を持ち込む等のいわゆるカンニング行為)の重犯の場合                     | 停学        |
|             | その他授業において、授業の実施を妨げる行為や出席を欺く行為等で悪質なもの                                  | 停学又は訓告    |
| その他         | 本学の管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠  | 退学、停学又は訓告 |
|             | 本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等  | 退学、停学又は訓告 |
|             | 本学の知的財産を故意に喪失させる行為  | 退学又は停学    |
|             | 本学の研究又は管理運営を著しく妨げる行為  | 退学、停学又は訓告 |
|             | 本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火(重大なものに限る。)等                                   | 停学又は訓告    |
|             | 未成年者の飲酒又は喫煙、飲酒又は喫煙を強制又は助長する行為等、飲酒や喫煙に関する行為                            | 退学、停学又は訓告 |
|             | ハラスメントに当たる行為  | 退学、停学又は訓告 |
|             | その他、本学の名誉・信用を失墜させたり、他者の権利・利益を侵害したりする行為                                | 退学、停学又は訓告 |